

2022年(令和4年)度診療報酬改定で新設された「看護職員処遇改善評価料」の改善をめざしたアンケート、署名のご協力をお願い

拝啓

初冬の候、貴施設におかれましては長期化するコロナ禍の中、ご苦勞はいかほどかと拝察致します。

当会は、病院や診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等、303の施設が加盟する団体で、微力ながら「無差別・平等の医療と福祉」をめざして各地で皆さまと力を合わせて、いのちや健康を守る取り組みをすすめております。

さて、2021年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、第1段階として2022年2月から「看護職員等処遇改善事業補助金(月額4000円)」、第2段階として同年10月から診療報酬改定による「看護職員処遇改善評価料(月額最高額1万2000円)」が新設されました。

関連資料：厚生労働省保険局医療課資料 「令和4年度診療報酬改定の概要 看護における処遇改善」

URL：<https://ajhc.or.jp/siryo/20220905-06.pdf>

保医発0905発第2号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(看護の処遇改善)」

これらの看護職員の処遇改善がはかられたことは、たいへん重要であると考えております。一方、対象施設や評価料算定対象の職種が限定されていることにより、施設間や職種間に不公平がもたらされており混乱も生じています。

当会では、9月30日、看護職員処遇改善の抜本的な見直しを求めて厚労省に要請を行いました。その際、「(評価料の開始後)明らかになった課題や、対象外となった職種について検討を行うべきとされている」との回答を得ることができました。このことを踏まえて、都内の各施設の皆様に10月以降の評価料の算定状況や改善要望をお伺いし、厚生労働大臣と国会に制度改善の要望を伝えていきたいと考えております。また、看護職員をはじめとしたケア労働者の処遇改善についての社会的機運を高めていく機会としていきたいと考えております。

たいへんお忙しいところ恐縮ですが、以下の点について、ご協力・ご検討をお願いいたします。

一、「看護職員処遇改善評価料」の算定等に関するアンケート(回答方法は別紙)

アンケートへのご回答はgoogleフォームからお願いします。集計結果については当会のホームページ等で公表させていただきます(特定の施設や個人が識別できないようにいたします)。

一、請願署名(同封させていただいております)

- ・厚労大臣宛て請願署名(団体署名)
- ・国会宛て請願署名(個人署名)

※まことに勝手ながら、返送期限を2023年1月31日までとさせていただきます。

※同封の返信用封筒に入れて投函をお願いします。

※署名用紙が複数必要な場合は当会ホームページからダウンロードしていただくか、同封の署名用紙を複写していただきますようお願い致します。

<この件についてのお問合せ等ございましたら、下記担当までご連絡ください>

東京民主医療機関連合会 看護部：伊藤淳子

TEL:03-5978-2741/FAX:03-5978-2865 Email:kango@tokyominiren.gr.jp